注１　心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
２　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。

Ｋ６０５－５　骨格筋由来細胞シート心表面移植術　9,420点
（動脈）
Ｋ６０６　血管露出術　530点
Ｋ６０７　血管結紮術
１　開胸又は開腹を伴うもの　12,660点
２　その他のもの　4,500点
Ｋ６０７－２　血管縫合術（簡単なもの）　4,840点
Ｋ６０７－３　上腕動脈表在化法　5,000点
Ｋ６０８　動脈塞栓除去術
１　開胸又は開腹を伴うもの　28,560点
２　その他のもの（観血的なもの）　11,180点
Ｋ６０８－２　削除
Ｋ６０８－３　内シャント血栓除去術　3,590点
Ｋ６０９　動脈血栓内膜摘出術
１　大動脈に及ぶもの　40,950点
２　内頸動脈　43,880点
３　その他のもの　28,450点
Ｋ６０９－２　経皮的頸動脈ステント留置術　34,740点
注１　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
２　内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。
Ｋ６０９－３　経頸動脈的頸動脈ステント留置術　34,740点
注１　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
２　内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。
Ｋ６１０　動脈形成術、吻合術
１　頭蓋内動脈　99,700点
２　胸腔内動脈（大動脈を除く。）　52,570点
３　腹腔内動脈（大動脈を除く。）　47,790点
４　指（手、足）の動脈　18,400点
５　その他の動脈　21,700点
Ｋ６１０－２　脳新生血管造成術　52,550点
Ｋ６１０－３　削除
Ｋ６１０－４　四肢の血管吻合術　18,080点
Ｋ６１０－５　血管吻合術及び神経再接合術（上腕動脈、正中神経及び尺骨神経）　18,080点
Ｋ６１１　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置
１　開腹して設置した場合　17,940点
２　四肢に設置した場合　16,250点
３　頭頸部その他に設置した場合　16,640点
Ｋ６１２　末梢動静脈瘻造設術
１　内シャント造設術
イ　単純なもの　12,080点
ロ　静脈転位を伴うもの　15,300点
２　その他のもの　7,760点
Ｋ６１３　腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）　31,840点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１３－２　腎神経焼灼術　31,840点
Ｋ６１４　血管移植術、バイパス移植術
１　大動脈　70,700点
２　胸腔内動脈　64,050点
３　腹腔内動脈　63,350点
４　頭、頸部動脈　61,660点
５　下腿、足部動脈　70,190点
６　膝窩動脈　42,500点
７　その他の動脈　30,290点
Ｋ６１５　血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）
１　止血術　26,570点
２　選択的動脈化学塞栓術　20,040点
３　門脈塞栓術（開腹によるもの）　27,140点
４　その他のもの　20,480点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１５－２　経皮的大動脈遮断術　1,660点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６　四肢の血管拡張術・血栓除去術
１　薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを用いるもの　22,590点
２　その他のもの　22,590点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－２　頸動脈球摘出術　10,800点
Ｋ６１６－３　経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）　27,500点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術
１　初回
イ　透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合　12,000点
ロ　その他の場合　9,840点
２　１の実施後３月以内に実施する場合　12,000点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－５　経皮的血管内異物除去術　14,000点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－６　経皮的下肢動脈形成術　24,270点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－７　ステントグラフト内挿術（シャント）　12,000点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－８　吸着式潰瘍治療法（１日につき）　1,680点
（静脈）
Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術
１　抜去切除術　10,200点
２　硬化療法（一連として）　1,720点
３　高位結紮術　3,756点
４　静脈瘤切除術　1,820点
Ｋ６１７－２　大伏在静脈抜去術　10,200点
Ｋ６１７－３　静脈瘤切除術（下肢以外）　1,820点
Ｋ６１７－４　下肢静脈瘤血管内焼灼術　10,200点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１７－５　内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術　10,200点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１７－６　下肢静脈瘤血管内塞栓術　14,360点
Ｋ６１８　中心静脈注射用植込型カテーテル設置
１　四肢に設置した場合　10,500点
２　頭頸部その他に設置した場合　10,800点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、300点を加算する。
２　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に